

福井市総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置する福井市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集手続)

第2条 会議の招集は、市長が会議開催の場所及び日時、議題を各構成員に事前に通知して行なう。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 会議を緊急に開催する必要がある場合において、教育委員の会議出席が困難と認められる場合は、市長は教育長と協議して、市長と教育長のみで会議を開催することができる。

(会議開催の事前公表)

第3条 会議を開催するに当たっては、当該会議開催の場所及び日時、議題をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合又は会議を非公開とする場合は、この限りでない。

2 前項に規定する公表は、当該会議の開催日までに、市ホームページにおいて行うものとする。

(公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、市長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、市長が、特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

4 会議を傍聴しようとする者は、会議の傍聴受付簿に必要な事項を記載しなければならない。

5 市長は会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示することができる。また、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(会議の非公開)

第5条 次の各号に該当する場合は、市長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 福井市情報公開条例第7条による非開示情報が含まれる事項について、会議で協議、調整等（以下「協議等」という。）を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められる場合

(3) その他公益上必要があると認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第6条 会議の公開又は非公開の決定は、市長が、教育長と協議して行うものとする。

- 2 市長は、会議の協議、調整等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、協議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、教育長と協議して非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- 3 市長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議に諮って会議を非公開とすることができるものとする。
- 4 市長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(議題の提示及び決定)

第7条 会議における議題については、事務局が案を作成し、市長及び教育長と調整のうえ、決定する。

(議事録の作成及び公表)

第8条 会議の議事録は、事務局が会議の都度作成し、市ホームページにおいて公表するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会の年月日時刻
- (2) 出席構成員の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (5) 議事内容及び結果の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

3 第5条の規定により会議を非公開とする場合は、第1項の規定に関わらず、市長は、会議に諮った上で、議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、事務局を総務部及び教育委員会事務局に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要なことは、市長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の法律の規定による教育長の任期中に限り、第2条、第6条及び第7条中「教育長」とあるのは、「教育委員長」と読み替えるものとする。